

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第4項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	東京急行電鉄株式会社 取締役社長 野本 弘文
【住所又は本店所在地】	東京都渋谷区南平台町 5 番 6 号
【報告義務発生日】	該当事項ありません
【提出日】	平成23年05月06日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項ありません
【提出形態】	該当事項ありません
【変更報告書提出事由】	該当事項ありません

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	東急リアル・エステート投資法人
証券コード	8957
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

## 第2【提出者に関する事項】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	東京急行電鉄株式会社
住所又は本店所在地	東京都渋谷区南平台町5番6号
事務上の連絡先及び担当者名	東京急行電鉄株式会社 財務戦略室 財務部 財務課 清川 力
電話番号	(03)3477-6181

## 第3【訂正事項】

訂正される報告書の報告義務発生日	平成23年2月10日
訂正される提出書類名	大量保有報告書
訂正内容	(6)「当該株券等に関する担保契約等重要な契約」に記載する、投資法人の投資口保有に関する覚書内容の追加

## &lt;訂正前&gt;

東京急行電鉄株式会社（以下「当社」といいます。）は東急不動産株式会社との間で、平成23年2月10日付けで、発行者の投資証券3,920口（以下「本投資証券」といいます。）を買い受ける投資口売買契約書を締結し、これに基づき、発行者の投資主総会における投資法人規約の変更を条件として、平成23年4月25日又は売買当事者が別途合意する日（以下「クロージング日」といいます。）に、本投資証券を譲り受けます。

本投資証券の1口当たりの譲渡価格は、上記契約において、クロージング日の3営業日前から起算して前1ヶ月間（平成23年3月21日から平成23年4月20日の予定）の営業日における本投資証券の東京証券取引所における終値の平均と合意しております。そのため、「当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況」記載の単価を未定、「保有株券等の取得資金 取得資金の内訳」記載の自己資金額、取得資金合計を空欄としております。

なお、従前より保有している本投資証券5,880口の取得価額3,109,200,000円、及び上記記載の方法により決定された、本投資証券の1口当たりの譲渡価格に3,920を乗じた額の合計が、取得に要する自己資金額及び取得資金の合計額となります。

## &lt;訂正後&gt;

東京急行電鉄株式会社（以下「当社」といいます。）は東急不動産株式会社（以下「東急不動産」といいます。）との間で、平成23年2月10日付けで、発行者の投資証券3,920口（以下「本投資証券」といいます。）を買い受ける投資口売買契約書を締結し、これに基づき、発行者の投資主総会における投資法人規約の変更を条件として、平成23年4月25日又は売買当事者が別途合意する日（以下「クロージング日」といいます。）に、本投資証券を譲り受けます。

本投資証券の1口当たりの譲渡価格は、上記契約において、クロージング日の3営業日前から起算して前1ヶ月間（平成23年3月21日から平成23年4月20日の予定）の営業日における本投資証券の東京証券取引所における終値の平均と合意しております。そのため、「当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況」記載の単価を未定、「保有株券等の取得資金 取得資金の内訳」記載の自己資金額、取得資金合計を空欄としております。

なお、従前より保有している本投資証券5,880口の取得価額3,109,200,000円、及び上記記載の方法により決定された、本投資証券の1口当たりの譲渡価格に3,920を乗じた額の合計が、取得に要する自己資金額及び取得資金の合計額となります。

当社は、東急不動産、本投資法人及び東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）と、平成15年7月28日付で、投資法人の投資口の保有に関する覚書（以下「覚書」といいます。）を締結しております。その概要は以下の通りです。

当社及び東急不動産は、いつでも発行者の発行済投資証券の最低3%を当社及び東急不動産で保有すること。

覚書の期間は取交の日から5年とすること。但し、本資産運用会社が発行者についての運用会社でなくなった場合には、覚書は終了すること。また、見直しの合意が有効期間終了日までになされない限り、覚書は同一の内容で3年間延長されること。